

## 「目指す地域像」を実現するための 体制の構築について

令和5年2月  
担当：総務部 行政管理課  
市民協働推進部 市民協働課

### ～ 本日お話したいこと ～

- ①新たに地域事務所(北部、南部、栃尾)を設置します。  
⇒支所の土木・農林(水産)、保健、公共施設管理等の業務を移管。  
専門職を集約し、「事務拠点」として現場対応業務の起点に。
- ②今回の見直し後も、10支所は維持します。  
⇒支所は地域づくりや安全安心の暮らしのための業務に特化
- ③支所の行政サービスメニューは原則、変わりません。  
⇒市民の皆さんはこれまでどおり、支所の窓口で必要な手続きや相談が可能。災害時も支所を中心に地域事務所と連携して対応。

## 本庁・支所機能見直しの背景①

- ・人口減少により、支所地域では担い手が減り、集落機能や活力が低下。
- ・共助により成り立ってきた見守りや行事の継続が困難になり、どう地域社会を守っていくかが課題。

より地域に向き合い、コミュニティや関係団体と協働しながら、一体となって地域を支えていく支所の体制づくりが必要。

3

## 本庁・支所機能見直しの背景②

- ・各支所では幅広い業務を所管するが、頻度が少なく業務経験や知識の獲得に課題も。
- ・人口減少に伴う税収減を踏まえ、市職員数の適正化や業務の効率化を一層図ることが不可欠に。

将来にわたり、市全体の行政サービスの質を維持していくため、業務や組織のあり方を見直し、持続可能な行財政運営を確立していく必要がある。

4

## 本庁・支所機能見直しのポイント

本庁と支所の役割や業務分担を見直し、組織と機能を再構築することを検討中。

### 見直しの2つのポイント

① 支所業務の一部の本庁移管と地域密着業務への特化

② 現場対応の起点となる「事務拠点」の設置

5

## 本庁・支所機能見直しのポイント①

○ 支所業務の一部の本庁移管と地域密着業務への特化

- ・現在の10支所は維持することを基本
- ・支所の業務を整理・スリム化し、一部の業務を本庁へ移管
- ・支所を「持続可能な地域づくり」と「安全安心のための業務」に特化

  
支所の職員がこれまで以上に地域に向き合う時間  
を確保し、課題解決や地域づくりに注力

6

## 支所が担う業務

### 持続可能な地域づくりと安全・安心の暮らしのための業務

- (1) 地域振興・活性化
- (2) コミュニティ支援
- (3) 防災、災害対応(初動)、鳥獣被害対応(初動)、除雪相談対応
- (4) 関係機関と連携した高齢者等の見守り、福祉・保健の一次相談窓口
- (5) 申請・受付(市民窓口での証明発行、住民異動手続き、道路修繕など各種相談受付)
- (6) その他の地域固有の業務(総代会、まつり等)や生活に密着した業務

7

## 本庁・支所機能見直しのポイント②

### ○ 現場対応の起点となる「事務拠点」の設置

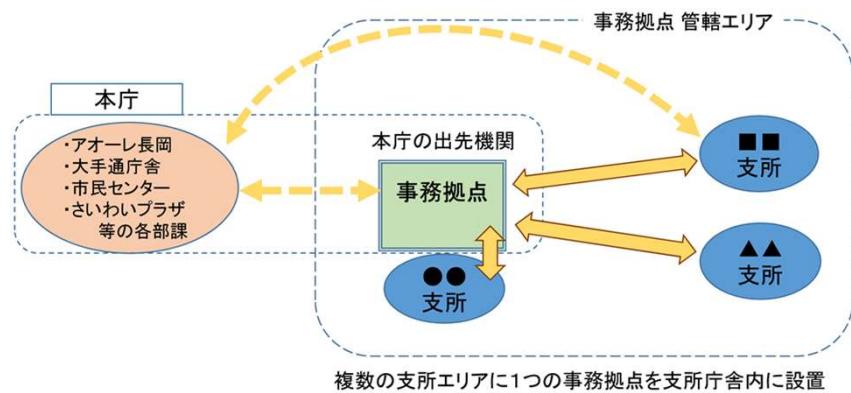
- ・土木技術職員や保健師の業務など、専門的で現場対応のある業務は、本庁からだと距離が遠く、住民からの相談対応や現場確認などに時間をしてしまうことも。



新たに「事務拠点」を設置し、そこを起点に業務を行うことで、同様のサービス水準を維持

8

## 事務拠点の体制イメージ



9

## 事務拠点が担う業務

本庁移管業務のうち、専門性が高く現場対応や住民対応が必要なもの

- (1) 土木・農林水産(道路・河川・下水道等の維持管理)、  
支所が行う災害・鳥獣被害対応の支援
- (2) 保健・福祉・子育てに係る保健師の専門相談、  
訪問活動等
- (3) 公共施設の維持管理(スポーツ・文化施設、教育施設、  
公営住宅等) 等

⇒上記業務は事務拠点に移管されますが、これまでどおり  
お住まいの支所の窓口で手続きや相談ができます。

10

## 事務拠点体制を導入するメリット

### ～支所地域における行政サービス水準の維持～

- (1) 本庁移管業務の現場対応や災害支援などの機動力と即応性を確保
- (2) 業務ノウハウの蓄積と共有による職員の専門性の向上、スキルアップ
- (3) 共通事務の集約による事務の効率化
- (4) 職員数の減少に対応した職員の効率的な配置

11

## 事務拠点の管轄区域と設置場所①

「事務拠点」の管轄区域を次のとおり定め、市内3カ所に事務拠点を設置します。

- ①本庁から距離が遠い地域の現場対応業務の即応性を確保し、併せて事務集約の効果を得るために、市内北部の和島地域・寺泊地域・与板地域及び南部の越路地域・小国地域・川口地域の各3地域の範囲を、それぞれ事務拠点の管轄区域とする。
- ②事務拠点は、交通アクセスや機動性を考慮して、北部地域は和島支所内、南部地域は越路支所内に設置する。
- ③栃尾地域は、隣接地域と山地で隔てられ、また、一つの地域で上記の事務拠点の管轄区域と同程度の人口、面積、土木施設等の規模(市道及び河川の延長など)を有するため、栃尾支所内に栃尾地域のみを管轄する事務拠点を設置する。

12

## 事務拠点の管轄区域と設置場所②

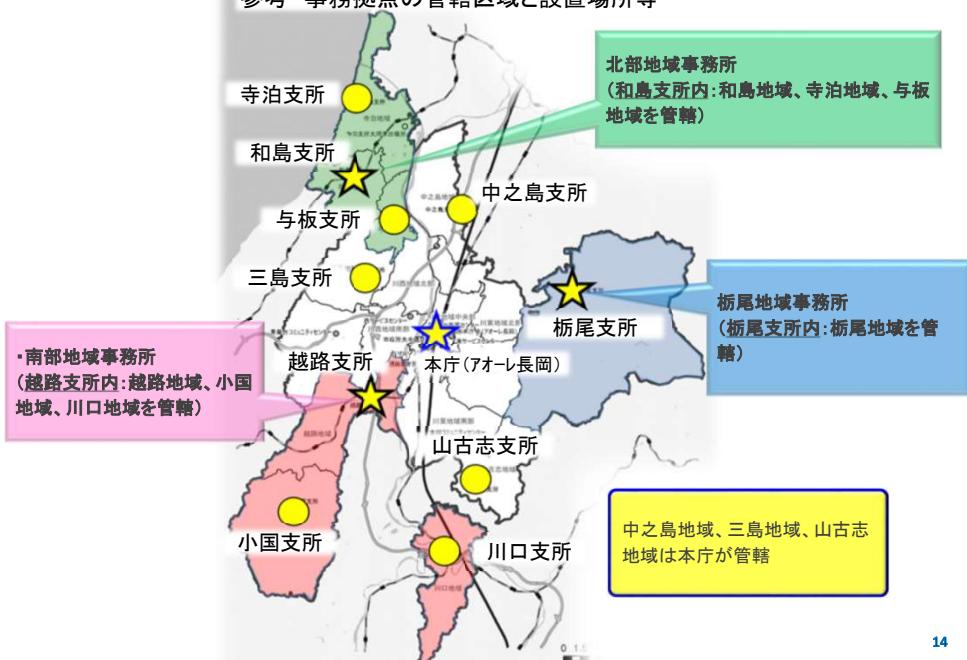
【本庁が管轄する地域】

**中之島地域、三島地域、山古志地域**は、長岡地域に隣接し、本庁で対応できる範囲であることから**事務拠点は設置せず、本庁が管轄**する。

※本庁関係課には、中之島・三島・山古志の各地域の業務を担当する職員を置きます。

13

参考 事務拠点の管轄区域と設置場所等



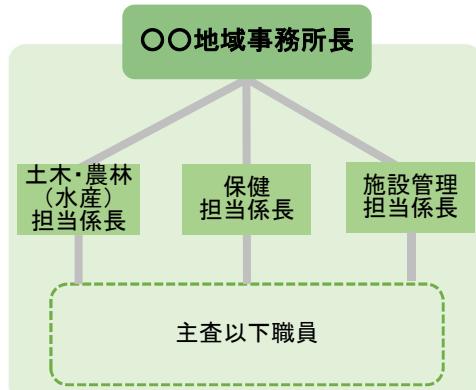
14

## 事務拠点の名称と組織

### ○名称

- ◆ **北部地域事務所**〔和島支所内〕
- ◆ **南部地域事務所**〔越路支所内〕
- ◆ **柄尾地域事務所**〔柄尾支所内〕

事務拠点の組織体制イメージ  
(現行の支所各課と同様の職位構成)



15

### ○組織の体制

- ◆ **事務所長**を配置し、現行の支所課長と同等の権限による予算執行や事務処理を行う。
- ◆ 支所の土木・農林(水産)担当、保健師、施設管理担当の職員を中心に配置し、それぞれに担当の係長を置く。
- ◆ 支所担当制により、管轄する支所地域の業務の継続性を確保する。

## 事務拠点化に向けたスケジュール

年度	北部地域事務所 (和島地域、寺泊地域、 与板地域を管轄)	南部地域事務所 (越路地域、小国地域、 川口地域を管轄)	本庁管轄 (中之島地域、三島地域、山古志地域)
R5	<b>R5.6.1～試行開始</b> 【対象業務】 <u>土木・農林(水産)</u> <u>災害対応支援</u> <u>鳥獣被害対応支援 等</u>	—	—
R6	【対象業務追加】 <u>保健</u> <u>公共施設維持管理</u>	<b>試行開始</b> 【対象業務】 <u>土木・農林(水産)</u> <u>保健</u> <u>公共施設維持管理</u> <u>災害対応支援</u> <u>鳥獣被害対応支援 等</u>	<b>三島地域 試行開始</b> 【対象業務】 左記と同じ
R7	<b>柄尾地域事務所</b> 〔柄尾地域のみを管轄〕 <b>運用開始</b> ⇒ <b>事務拠点化 本実施</b>		<b>中之島地域、山古志地域で 実施</b>

16

## 事務拠点化後の支所の体制

- 地域づくり業務(地域課題解決、コミュニティ推進、総代会等の業務)を担う専任の職員の配置（令和5年度から）
- 事務拠点や本庁に集約した業務については、庁舎間をつなぐオンライン相談を拡充し、従前と同様に支所来庁者の専門的な相談に対応（令和5年度から順次）
- 産業建設課を廃止し、地域振興・市民生活課の1課体制に変更。（令和6年度から順次）

17

## 緊急時等の対応①

- 災害対応
  - ◆支 所
    - ・従前と同様の初動対応や警戒レベルに準じた対応、現地災害対策本部の設置
  - ◆事務拠点
    - ・職員は各支所の災害対応要員を兼職し、支所長の指揮命令により支所の災害対応業務に従事
    - ・警戒体制の段階から支所で勤務し、パトロールや現場対応に加わるなど、支所職員とともに初動対応や警戒レベルに準じた対応業務に従事
    - ・被害箇所等の応急復旧、本復旧に向けた本庁主管課との調整
- ※本庁の支所配備職員や土木部職員による支援体制も維持し、従前と同様の災害対応体制を確保します。

18

## 緊急時等の対応②

### ○鳥獣被害対応

#### ◆支 所

- ・地域住民や関係団体への情報提供、現場の状況に応じた対応

#### ◆事務拠点

- ・集落付近での目撃情報などパトロールが必要となる事案等が発生した場合に出動し、現場の状況に応じて対応

### ○道路除雪対応

#### ◆支 所

- ・道路除雪や消雪パイプ等に関する相談受付

#### ◆事務拠点

- ・パトロールや現場確認、除雪業者への連絡・調整  
(必要に応じて支所と連携して対応)

19

## 支所地域の コミュニティ強化のための支援①

### ○人的支援

#### ◆コミュニティセンター主事の増員

◆集落支援員とコミュニティセンターの連携強化と  
配置場所の検討

◆地域づくり業務を担う専任職員の配置  
(17ページの一部再掲)

◆地域おこし協力隊の活用の検討

### ○財政的支援

◆コミュニティ協議会に対する新たな補助金等

20

## 支所地域の コミュニティ強化のための支援②

### ○施設整備

- ◆山古志コミュニティセンター 山古志体育館内に環境整備  
(令和4年度実施)
- ◆和島コミュニティセンター 支所内に整備  
(令和5年度末に供用開始)
- ◆与板地域交流拠点施設(仮称)の整備  
(令和7年度中に開館予定)
- ◆川口地域交流拠点整備に向けた検討に着手
- ◆コミュニティセンターの通信環境(WiFi)の整備  
(長岡地域も含めて段階的に実施)

21

## これらの取り組みで目指すこと

支所機能の見直しに加え、行政DX(デジタル化)を推進し、住民に利便性の高いサービスの提供と業務の効率化を図る。

持続可能な「地域づくり」と  
持続可能な「行財政運営」の実現

22

## 最後に

これらは、皆様が生活する支所地域の地域社会と安全安心の暮らしをどう守っていくか、そして、人口減少下において長岡市の行政をどう維持していくかという2つの課題を解決するための取り組みです。

支所の役割は変わりますが、10支所と支所地域の行政サービス水準はこれまで同様に維持していきます。

皆様のご理解とご協力をどうぞよろしくお願ひいたします。

23